

介護老人保健施設ケア・ガーデン青森  
短期入所療養介護のご案内  
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ケア・ガーデン青森
- ・開設年月日 平成6年6月15日
- ・所在地 青森県青森市古館1丁目2-1
- ・電話番号 017-744-3311 ・ファックス番号 017-744-3316
- ・管理者名 高柳 泰宏
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設 (0250180098号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケア・ガーデン青森短期入所療養介護の運営方針]

当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう短期入所療養介護サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活の継続を目指します。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとする。外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

- 8 当施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めます。

### (3) 施設の職員体制

	常勤換算人数	業務内容
・医師	1名以上	病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う
・薬剤師	0.3名以上	医師の指示に基づき調剤を行う。また、保管する薬剤の管理をする
・看護職員	9名以上	医師の指示に基づき投薬、検温等の医療行為を行う。また施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく看護を行う
・介護職員	25名以上	施設サービス計画及びリハビリテーション計画に基づく介護を行う
・支援相談員	2名以上	利用者、家族からの相談に適切に応じると共に、レクリエーション等の計画、指導をする。また、市町村との連携をはかるほかボランティアの指導を行う
・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士	1名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施や実施に際しての指導を行う
・管理栄養士	1名以上	利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う
・介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画の原案をたてると共に、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う
・事務職員	1名以上	庶務及び会計ならびに受付業務を行う
・施設員	必要数	運転業務及び施設内外の環境整備、並びに修理業務を行う

- (4) 利用定員等
- ・利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実利用者を差し引いた数
  - ・療養室 個室 9室、 3人室 1室、 4人室 22室

## 2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 7時00分～
  - 昼食 11時30分～
  - 夕食 17時30分～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じてシャワー浴、清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### 協力医療機関

- ・医療法人北翔会 北畠外科胃腸科医院
- ・青森市民病院
- ・青森新都市病院
- ・ひがし整形外科リハビリテーションクリニック
- ・医療法人芙蓉会 村上病院
- ・あおもり協立病院
- ・永井耳鼻咽喉科クリニック
- ・堀内歯科医院

#### ◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

### 4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会は、8時30分～20時30分までです。また、消灯時間は21時とします。
- ・面会に際し、利用者および家族の希望する事柄のすべてには対応できない場合もあります。
- ・外出・外泊は、医師の許可が必要となりますので、事前に申し出てください。
- ・施設内は禁酒・禁煙となっております。
- ・火気の取扱いは、職員が行います。個人での管理、使用はしないでください。
- ・設備・備品は大事に利用してください。故意に破壊、破損させた場合は実費を請求いたします。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、最小限とし持参時は職員にお知らせ下さい。
- ・金銭・貴重品の管理は施設では一切関与致しません。各自で責任を持って管理をお願いします。
- ・外泊時等の受診は、原則出来ません。緊急時、受診する場合は施設へ必ず連絡してください。

### 5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）



<別紙 2>

介護老人保健施設ケア・ガーデン青森  
短期入所療養介護利用料金について  
《利用負担料金表》  
(令和7年4月1日現在)

1. 介護保険証等の確認

ご利用初回日にご利用者の健康保険者証、介護保険証等を確認させていただきます。  
なお、ご家族の方の了解を得た後、当施設にてお預かり致します。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。  
以下は1日あたりの自己負担分です。)

〈基本料金 1割負担〉

短期入所療養介護費 I-iv: 多床室

・要介護 1	902円
・要介護 2	979円
・要介護 3	1,044円
・要介護 4	1,102円
・要介護 5	1,161円

短期入所療養介護費 I-ii: 従来型個室

・要介護 1	819円
・要介護 2	893円
・要介護 3	958円
・要介護 4	1,017円
・要介護 5	1,074円

〈加算〉

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日
* 夜勤職員配置加算	24円/日
* 個別リハビリテーション実施加算	240円/日
* 認知症行動、心理症状緊急対応加算(7日間を限度)	200円/日
* 緊急短期入所受入加算(7日間を限度)	90円/日
* 若年性認知症利用者受入加算	120円/日
* 重度療養管理加算(要介護度4・5に限る)	120円/日
* 送迎加算	(片道) 184円
* 療養食加算(1日3回限度)	8円/回
* 緊急時施設療養費(月に1回3日を限度)	518円/日

* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日
* 総合医学管理加算(10日を限度)	275円/日
* 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位数×75/1000

〈基本料金 2割負担〉

短期入所療養介護費 I-iv:多床室

・要介護1	1,804円
・要介護2	1,958円
・要介護3	2,088円
・要介護4	2,204円
・要介護5	2,322円

短期入所療養介護費 I-ii:従来型個室

・要介護1	1,638円
・要介護2	1,786円
・要介護3	1,916円
・要介護4	2,034円
・要介護5	2,148円

〈加算〉

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	102円/日
* 夜勤職員配置加算	48円/日
* 個別リハビリテーション実施加算	480円/日
* 認知症行動、心理症状緊急対応加算(7日間を限度)	400円/日
* 緊急短期入所受入加算(7日間を限度)	180円/日
* 若年性認知症利用者受入加算	240円/日
* 重度療養管理加算(要介護度4・5に限る)	240円/日
* 送迎加算	(片道) 368円
* 療養食加算	16円/回
* 緊急時施設療養費(月に1回3日を限度)	1,036円/日
* サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	44円/日
* 総合医学管理加算(10日を限度)	550円/日
* 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	20円/月
* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位数×75/1000

〈基本料金 3割負担〉

短期入所療養介護費 I-iv:多床室

・要介護1	2,706円
・要介護2	2,937円
・要介護3	3,132円
・要介護4	3,306円
・要介護5	3,483円

短期入所療養介護費 I-ii:従来型個室

・要介護1	2,457円
・要介護2	2,679円
・要介護3	2,874円
・要介護4	3,051円
・要介護5	3,222円

〈加算〉

* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	153円/日
* 夜勤職員配置加算	72円/日
* 個別リハビリテーション実施加算	720円/日
* 認知症行動、心理症状緊急対応加算(7日間を限度)	600円/日
* 緊急短期入所受入加算(7日間を限度)	270円/日

* 若年性認知症利用者受入加算	360円/日
* 重度療養管理加算(要介護度4・5に限る)	360円/日
* 送迎加算	(片道) 552円
* 療養食加算	24円/回
* 緊急時施設療養費(月に1回3日を限度)	1,554円/日
* サービス提供体制強化加算(I)	66円/日
* 総合医学管理加算(10日を限度)	825円/日
* 生産性向上推進体制加算(II)	30円/月
* 介護職員等処遇改善加算(I)	1月につき 所定単位数×75/1000

### 3. その他の料金

① 食費(1日当たり) 1,680円  
(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費(療養室の利用費)(1日当たり)  
 ・個室 1,728円  
 ・多床室 477円  
(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

\* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別紙4をご覧ください。

③ 特別な室料(1日当たり)  
 ・個室 390円

④ 理美容代 実費(カット+顔剃り 2,500円、顔剃り 1,500円)

⑤ 日常生活品費(食事時のおしぼり代) 10円/回(30円/日)

⑥ 日常生活品費(エプロン代) 30円/日

⑦ 行事費(納涼祭等) 実費

⑧ 洗濯代 実費

⑨ 診断書料(文書料) 実費

### 4. 支払い方法

- 毎月10日(10日が休日の場合はその前後の平日)に前月分の請求書を発行します。お支払い方法はその月の27日(休日の場合は翌金融機関営業日)にご指定口座より自動引き落としとなります。なお、引落手数料はご利用者負担となります。領収書は次月分請求書と一緒に発行いたします。

<別紙 3>

## 個人情報の利用目的

(令和3年10月1日現在)

介護老人保健施設 ケア・ガーデン青森では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該入所者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

<別紙 4>

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1段階から第3段階②）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1段階から第4段階に分けられ、国が定める第1段階から第3段階②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1段階から第3段階②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。
- 利用者負担段階の第1段階から第3段階②に該当する利用者とは、次のような方です。
  - 【利用者負担第1段階】
    - ・生活保護の受給者
    - ・本人及び世帯の全員が市（区町村）民税非課税で、老齢福祉年金の受給者
    - ・預貯金等の基準が単身 1,000 万円以下・夫婦 2,000 万円以下の方
  - 【利用者負担第2段階】
    - ・本人及び世帯の全員が市（区町村）民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が年額 80 万円以下の方
    - ・預貯金等の基準が単身 650 万円以下・夫婦 1,650 万円以下の方
  - 【利用者負担第3段階①】
    - ・本人及び世帯の全員が市（区町村）民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が年額 80 万円超 120 万円以下の方
    - ・預貯金等の基準が単身 550 万円以下・夫婦 1,550 万円以下の方
  - 【利用者負担第3段階②】
    - ・本人及び世帯の全員が市（区町村）民税非課税で合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額の合計が年額 120 万円超の方
    - ・預貯金等の基準が単身 500 万円以下・夫婦 1,500 万円以下の方
- 利用者負担第4段階の方については、居住費と食費の負担軽減を受けることができませんが、高齢夫婦世帯等で、一人が施設に入所し、居住費・食費を負担することになった結果、在宅で生活される配偶者が生計困難に陥ってしまう場合等、市（区町村）が認めた方は、「利用者負担第3段階」の負担軽減をうけることができます。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

単位：円

利用者負担段階	食費	利用する療養室のタイプ		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	多床室
			従来型個室	
第1段階	300	820	490	0
第2段階	600		370	
第3段階①	1,000	1,310	1,310	
第3段階②	1,300	1,310	1,310	370